

各マニュアル一覧

- 1：防犯マニュアル
- 2：感染マニュアル
- 3：防災マニュアル
- 4：事故防止マニュアル
- 5：虐待防止マニュアル

1：防犯マニュアル

不審者への対応

- ・管理者を中心に管理者の指示のもと不審者の移動経路を遮断・阻止する。
（一般的には）玄関に入った時点で「帰ってください」「出て行ってください。」を3回告げても退出しない場合は、不法侵入として110番通報できる
- ・全員を裏口の路地から戸外へ避難させる
- ・指導員は朝礼後、通路（入口～路地）の経路を塞いでいる器物等がないか確認する

2：感染マニュアル

利用者の感染予防及び拡大防止対策

- ・来所時のうがい・手洗いの徹底
- ・咳・くしゃみ等の症状が見られる場合はマスクを着用してもらう
- ・体調不良の場合は健康状態をチェックして体温が38度以上の場合は、利用の中止し保護者にお迎えを要請する

学校感染

- ・インフルエンザ・ノロウイルス・感染性胃腸炎等に感染した。又、感染が強く疑われる場合は、通所せず通院をして医師の判断を仰ぐよう伝え、利用はお断りする
- ・学級閉鎖・学年閉鎖等の登校ができない場合は学校規則に伴い利用をお断りする

従業者の感染予防及び拡大防止対策

- ・従業者は、出勤時の手洗いとうがいを必ず行う
- ・従業者は、咳・くしゃみなどの症状がある時は、感染に関係なくマスクを着用する
- ・従業者は、体調不良及び風邪症状がある場合は、無理に出勤せず管理者に連絡をして指示を仰ぐこと。また感染症の疑いがある場合は、必ず管理者に連絡の上、医師の診断を受け治療に専念する。

3：防災マニュアル

火災への対応

- ・管理者は 119 番通報を行う
 - ・指導員 B は非常口より施設利用者を避難口より戸外に避難させ、人員点呼を行う
 - ・指導員 C は他の職員とともに消火器による消火活動を行う
 - ・ただし、消火器の使用後は速やかに戸外へ避難する
- ＊出火が著しいときは、避難を最優先する

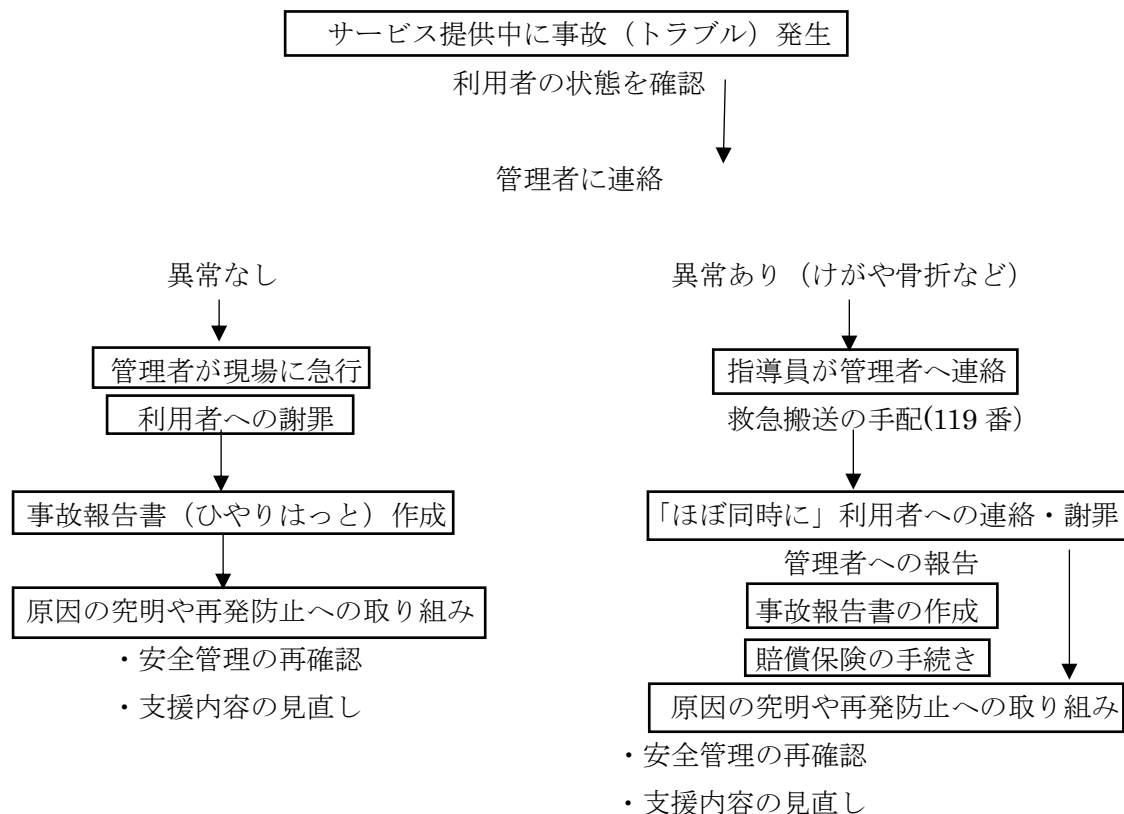
地震への対応

- ・地震発生時は机の下などで揺れがおさまるまで避難する
- ・管理者（または管理者が不在の場合は指導員）が戸外への移動の指示を全員に伝える
- ・指導員は戸外で人員点呼を行い管理者に報告する
- ・現状を把握し管理者は中央小学校へ全員移動を指示する
- ・中央小学校への一時避難が完了した時点で利用者の各家庭（保護者の携帯電話）に各児童の現状を報告する

4：事故防止マニュアル

緊急時の対応

事故（トラブル）発生時の対応フローチャート



5：虐待防止マニュアル

(虐待の定義)

「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること
- (3) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(虐待防止対応責任者)

- ・虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く
- ・虐待防止対応責任者は、管理者とする

(虐待防止受付担当者)

- ・児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く
- ・虐待防止受付担当者は、管理者が兼任する

(虐待報告等の受付)

- ・虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。
その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること
- ・虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成し会社に報告

(虐待への対応)

- ・虐待防止対応責任者は、虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う

(虐待対応の記録・報告)

- ・虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する
- ・虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する